平成２３年（フ）第４６２号
千葉県松戸市高塚新田512番地の10　梨香台団地１棟107号室
債務者　小椋　信夫
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４７６号
千葉県松戸市胡録台231番地　小泉コーポラス101号
債務者　石原　雅彦
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４７７号
千葉県松戸市胡録台231番地　小泉コーポラス101号
債務者　石原千賀子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４８３号
千葉県我孫子市湖北台７丁目２番20―504号
債務者　内田　　稔
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４８４号
千葉県我孫子市湖北台７丁目２番20―504号
債務者　内田　桂子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４８５号
千葉県我孫子市南青山26番地の13
債務者　小田原正勝
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４８７号
千葉県流山市加６丁目1277番地の３
債務者　呉　　英姫（旧姓飯森）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４８９号
千葉県野田市清水791番地の７
債務者　平川　幸夫
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４９１号
千葉県柏市篠籠田1392番地43　メゾン柏ウエストＡ―101号
債務者　宮園　達也
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４９６号
千葉県松戸市牧の原435番地の19　牧の原公団住宅１街区９棟305号
債務者　藤原美由紀
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４９７号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷４丁目１番３―306号
債務者　小島　洋美
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５０４号
千葉県柏市松ケ崎132番地30　ハイツ西原305号
債務者　山口　愛美
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５０８号
千葉県野田市柳沢217番地の７
債務者　吉葉　　猛
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１２５号
福井県鯖江市舟津町１丁目２番24―３号　宇坪啓吾方
債務者　黒田　紀子（旧姓宇坪）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
福井県鯖江市新町第２号21番地　Ｂ―205
債務者　伊藤　　忍
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
福井県あわら市瓜生第21号16番地３
債務者　東　美智子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
福井県鯖江市落井町第20号２番地
債務者　田中　和恵
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで　福井地方裁判所民事部破産係